

日本病院薬剤師会 病院薬学認定薬剤師制度は 年間 10 単位以上の取得が必要です

謹啓

平素は長崎県病院薬剤師会の活動にご理解・ご協力頂きありがとうございます。

さて、本年度より新設された、『日病薬病院薬学認定薬剤師制度』ですが、認定条件に「**毎年10単位以上、3年度を通算して50単位以上の取得が必要**」という規定がございます。取得単位が10単位に満たなかった場合、当該年度は研修開始年度とはなりません。

長崎県病院薬剤師会のホームページには今後開催される、認定シール取得可能な研修会を随時ご案内しております。多数ご参加下さい。

謹白

研修の開始時期について

認定要件より、「毎年最低10単位以上の取得」及び「過去3年度(更新6年)を通算して50単位(更新100単位)以上取得」することが必要であるため、年度の途中から参加することは可能であるが、毎年度の研修期間と認定申請までの研修期間は短くなる。

【4月から研修を始めた場合】



【10月から研修を始めた場合】

